

## 1. Press Releases/Topics

## 平成29年度税制改正で中小企業等の設備投資を支援する「中小企業経営強化税制」が措置されています

国では、中小企業等経営強化法(平成28年7月1日施行)により、中小企業等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など自社の経営力を向上させる「経営力向上計画」策定を推進し、認定事業者に対して、各種支援措置による本業支援を実施しています。

こうした中、平成29年度税制改正で措置された「中小企業経営強化税制」では、中小企業等が、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または法人税(所得税)の取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができるようになりました。

また、固定資産税の特例として、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき一定の設備を新規取得した場合、資産取得の翌年度から3年間、課税標準が2分の1に軽減されます。

「経営力向上計画」につきましては、当行は認定支援機関として計画策定をサポートしておりますので、本支店担当者にご相談ください。

## 目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 国際経営教室
- 4 産学連携情報

<税制措置の概要(適用期間平成29年4月1日～平成31年3月31日)> ※経済産業省公表資料を引用

	法人税・所得税の特例措置(中小企業経営強化税制)		固定資産税の課税標準の特例措置
	生産性向上設備(A 類型)	収益力強化設備(B 類型)	
対象設備	「機械装置」「測定工具及び検査工具」「器具備品」「建物附属設備」「ソフトウェア」	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物附属設備」「ソフトウェア」	・「機械装置」 ・「測定工具及び検査工具」「器具備品」「建物附属設備」(地域・業種を限定)
要件	①認定経営力向上計画に基づく取得 ②旧モデル比生産性向上(年平均1%以上) ③資産種類に応じて販売開始時期要件あり	①認定経営力向上計画に基づく取得 ②当該投資計画の投資利益率が年平均5%以上であること(要 経産大臣確認)	①認定経営力向上計画に基づく取得 ②旧モデル比生産性向上(年平均1%以上) ③資産種類に応じて販売開始時期要件あり
確認者	工業会等	経済産業局	工業会等
その他要件	生産等設備を構成するものであること/最低取得価額/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと/指定事業の用に供すること 等		生産等設備を構成するものであること/最低取得価額/中古不可
対象者	青色申告をする中小企業者(資本の額が1億円以下の法人または従業員1000人以下の個人)		中小企業者(資本の額が1億円以下の法人または従業員1000人以下の個人)
税制措置	○法人税・所得税 即時償却 または 税額控除 7%(資本金 3 千万以下の事業者は 10%)の選択適用		○固定資産税 対象資産取得翌年度から 3 年度分の固定資産税の課税標準を 1/2 に軽減

税制の詳細や適用可否等については専門家(税理士)にご確認ください。

## ベトナムのハナム省・ドンバンⅢ工業団地と業務協力協定を締結しました

当行は、平成 29 年 4 月 13 日(木)に、ベトナム社会主義共和国ハナム省(以下、ハナム省)と「ビジネス展開支援を目的とした関係強化に関する覚書」ならびに同省が中心となり運営管理を行うドンバンⅢ工業団地インフラ投資開発株式会社(以下、ドンバンⅢ)と「十六銀行取引先のドンバンⅢ工業団地への進出時の優遇措置に関する協定」を締結しました。

当行では、平成 26 年 11 月に、ベトナム投資開発銀行(BIDV)に行員を派遣して以降、平成 27 年 11 月にはベトナム外国投資庁(FIA)と連携強化に関する覚書を締結しており、ベトナムへ進出されるお取引先に対して積極的な支援を行ってまいりました。今般の、ハナム省、およびドンバンⅢと、日本の金融機関で初めてとなる業務協力協定の締結を機に、更なる支援強化に努めてまいります。

業務協力協定の目的	お取引先のベトナム進出支援ならびに現地ビジネスの支援体制の強化
業務協力の内容	<b>【ハナム省】</b> 各種イベントの共同開催や、投資環境をはじめとした各種情報の提供等 <b>【ドンバンⅢ】</b> ドンバンⅢ工業団地による、当行お取引先に対する土地・建物価格や工業団地管理費等の優遇等
ハナム省について	ハナム省は、政治・文化・経済の中心地である首都ハノイの隣省にあります。日本からの投資の受け皿として日系企業専用工業団地が急ピッチで造成されていることやハノイ市、および同国最大級の港湾都市であるハイフォン市へのアクセスが近年大幅に改善され、都市部からの労働供給や港への輸送効率化などの面で優位となっていることなどから、日系企業の新たな集積地となることが期待されています。

## 当行の無料相談サービス

日程	法律相談会		税務相談会		
	十六総合研究所 会場(岐阜)	PLAZA JUROKU 名古屋支店会場 ※	十六総合研究所 会場(岐阜)	正木支店会場	PLAZA JUROKU 岐阜支店会場
	月4回	月4回 ※	月1回	月2回	月1回
			PLAZA JUROKU 名古屋支店会場	星が丘支店会場	
			月1回	月1回	
時間	13:45~15:00	13:30~15:00	13:00~16:00 (星が丘支店会場のみ13:00~15:30)		
対応者	渡辺弁護士	山口弁護士	小野税理士		
参加費	無料 (開催日の2営業日前迄に事前予約要)		無料(事前予約要)		
会場	十六総合研究所 会場(岐阜)	正木支店会場	PLAZA JUROKU 岐阜支店会場	PLAZA JUROKU 名古屋支店会場	星が丘支店会場
	十六総合研究所 十六ビル7F (名鉄岐阜駅徒歩5分)	十六銀行 正木支店 (正木マーサ21内)	JR岐阜駅前 岐阜スカイイング37 東棟1F	十六銀行 名古屋ビル17F (市営地下鉄丸の内駅下車)	十六銀行 星が丘支店 (市営地下鉄星ヶ丘駅下車)

※ 諸事情により開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

## 2. 公的機関情報

### ➤ 「IoTとAIによってビジネスが変わる（平成29年度岐阜大学地域交流協力会記念講演会）」の開催

**受付中！【申込期限 5/19】**

主催者	岐阜大学地域交流協力会、岐阜大学産官学連携推進本部		
説明会概要	モノのインターネット(IoT: Internet of Things)の登場により、製造業などの現場でもIoTによる情報共有が始まっています。人工知能(AI: Artificial Intelligence)を搭載したロボットも登場しており、工場の生産ラインなどでは、受注管理を自動化し、AIロボットが製造し、自動仕分けを行い、自動出荷が実現されつつあります。また、ユーザーの製品の使用状況や故障などの情報もIoTを用いて、個別に紐付けることが可能となってきています。しかしながら、新たな技術やオペレーションを導入することは非常に重大な決断を要します。本講演会では、企業価値検索サービス「ユークレット」などの公開されている情報を紐解くことで、企業情報分析から見えてくる“新たな戦略・戦術”について、受注から出荷そして顧客フォローまでの事例を踏まえて解説します。		
	名称	IoTとAIによってビジネスが変わる ー受注から、出荷まで。さらに顧客動向までを追跡(トレース)する時代へー	
	開催日時	平成29年5月30日(火) 15:00～16:45	
	会場	じゅうろくプラザ 2階ホール 岐阜市橋本町1丁目10番11	
	参加費	無料	
参照サイト	岐阜大学地域交流協力会事務局 <a href="http://www.sangaku.gifu-u.ac.jp/files/news/0325cdf0f771a27ee39ff5602af9b488.pdf">http://www.sangaku.gifu-u.ac.jp/files/news/0325cdf0f771a27ee39ff5602af9b488.pdf</a>		

### ➤ 「長寿研・あいち小児 医療現場臨床ニーズ発表会」の開催

**受付中！**

主催者	ウェルネスバレー推進協議会事務局		
対象者	医療機器産業/医工連携に関心をお持ちの、臨床機関、大学・研究機関、製販企業、ものづくり企業、その他行政・支援機関の方		
説明会概要	ウェルネスバレー推進協議会(事務局:大府市・東浦町)では、健康長寿の一大拠点の形成を目指す「ウェルネスバレー構想」の取組の一環として、医療機関から収集したニーズについて、当地域のものづくり企業と、全国的な販路を有する医療・福祉分野のメーカー等をマッチングすることにより、ものづくり企業の医療・福祉機器分野への参入を支援しています。今回のニーズ発表会では、医工連携を推進している東京都医工連携HUB機構と連携し、国立長寿医療研究センターとあいち小児保健医療総合センターが、医療現場の臨床ニーズを発表いたします。また、医療者等との交流会も設けます。		
	開催日時	平成29年5月24日(水) 13:00～17:15	
	会場	国立長寿医療研究センター教育研修棟 大研修室 愛知県大府市森岡町7-430	
	参加費	無料	
	定員	150名	
参照サイト	ウェルネスバレー推進協議会事務局 <a href="https://ikou-hub.tokyo/s/f20170524.html">https://ikou-hub.tokyo/s/f20170524.html</a>		

## ➤ 「新技術・新工法展示商談会 in DENSO」の開催

**受付中！【 申込期限 5 / 26 】**

主催者	(公財)岐阜県産業経済振興センター	
商談会概要	公財)岐阜県産業経済振興センターでは、特長ある技術や製品を有する地域企業の新たな販路開拓を支援しています。 このたび、岐阜県内の中小企業等が有する優れた新技術・新工法を直接かつ効果的に提案する機会として、株式会社デンソーとの展示商談会を開催します。 この展示会を通じ、積極的に販路拡大を目指す企業の申し込みをお待ちしております。	
	日時	平成 29 年 7 月 13(木) 10 時～16 時
	会場	株式会社デンソー 5 号館 2 階 213 室 愛知県刈谷市昭和町1-1
	来場予定者	株式会社デンソー及び同グループ・関連企業の開発・設計・調達等の担当者 15 社程度
	出展社数	1.岐阜県内に本社、支社・支店又は工場等を置く中小企業等 2.デンソーの求めるニーズに対し、技術提案出来る企業（除去加工・樹脂成形・ダイカスト・プレス・鍛造・ゴム・焼結金属・表面処理・機能部品・電子部品・設備・ソフトウェア等）
出展参加料	2 万円/社(冊子印刷費と電気配線及びバックパネル等の設営費を含む。) ※追加装飾備品(ライト等)や展示に係る輸送の費用及び出展参加者の旅費、宿泊費等については、各出展企業の負担となります。	
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター <a href="http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017042801/index.asp">http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017042801/index.asp</a>	

## ➤ 「平成 29 年度モノづくり商品開発支援事業 対象プロジェクト」の募集

**受付中！【 申込期限 5 / 31 】**

主催者	(公財)岐阜県産業経済振興センター	
概 要	県内のモノづくり事業者の意欲的な商品開発プロジェクトを対象に、産経センターが選定したデザイナーに、デザイン開発等を委託します。デザイン開発の支援を受けることで、付加価値の高いモノづくりや事業者のビジネスモデル改革、国内外に発信できる商品強化に繋がる商品開発プロジェクトを募集します。 <b>今回は、&lt;Step1&gt; ①「支援対象者(プロジェクト)の募集」に係るものです。</b> ※応募方法につきましては、ホームページをご参照ください。	
	Step1	<b>参加企業の募集・決定</b> 1.支援対象者(プロジェクト)の募集(4/24-5/31) 2.応募者審査(6月中旬) 3.採択プロジェクトの決定(6月中旬) 4.説明会:プロジェクト始動に向けての心構えなどを説明します。各プロジェクト1名は必ずご参加ください。(6月下旬予定)
	Step2	<b>デザイナーの選定</b> 採択プロジェクトごとにデザイナーを選定し、産経センターとの間でデザイン開発業務に関する1年間の委託契約を締結します。(6月下旬-7月中旬予定)
	Step3	<b>プロジェクト遂行</b> 支援対象者とデザイナーとのプロジェクトにおいて商品開発を行っていただきます。(7月中旬-2月末)
	Step4	<b>成果品の完成</b> 各プロジェクトの成果品を産経センター事務局が確認します。(2月末予定)
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 振興課 起業・デザイン支援担当 <a href="http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017041701/index.asp">http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017041701/index.asp</a>	

### 3. 国際経営教室

#### 国際税務教室

#### 独立企業間価格の算定方法の概要

移転価格税制において、国外関連取引は実際の取引価格ではなく独立企業間価格で行われたものとみなして内国法人等の課税所得を計算するとされています。したがって、移転価格税制においては独立企業間価格をどのように算定するかという点が制度の鍵とされます。

独立企業間価格は法定される算定方法の中から最も適切とされる方法を適用することとされますが、算定方法には①独立価格比準法（略して「CUP法」と呼ばれます）、②再販売価格基準法（同「RP法」）、③原価基準法（同「CP法」）、④利益分割法（同「PS法」）⑤取引単位営業利益法（同「TNMM」）があります。内容について見れば、独立企業間価格の算定に際し、①は特殊の関係のない売り手と買い手が、同種の棚卸資産を同様の状況下で売買した取引の対価の額を基準とし、②は国外関連取引の買い手が特殊の関係にない者に対してその棚卸資産を販売した対価の額（再販売価格）から通常の利潤の額（売上総利益）を控除した金額を基準とし、③は国外関連取引の売り手の原価に通常の利潤の額（売上総利益）を加算した金額を基準とするものであります。また、④は内国法人と国外関連者にかかる所得を合算し、当該所得の発生に寄与した程度に応じて分割する方法、⑤は国外関連取引において獲得した営業利益と比較対象となる第三者間取引における営業利益を比較する方法であります。

①②③及び⑤は、国外関連者間の取引と比較対象となる外部取引を見つけ出し、それら取引データを用いることにより独立企業間価格を求めるところに特徴があります。また、②③は売上総利益に着目しているのに対して、④⑤は営業利益に着目している点も特徴的と言えます。

#### 国際労務教室

#### 改正技能実習法の実習生受入拡充策

昨年11月に公布された「技能実習法」について、改正内容の詳細が公表されました。同法は外国人技能実習生（以下実習生といいます）の保護を図るための技能実習制度の適正管理と、同制度の拡充推進を目的としたものです。

外国人実習生制度の本来の目的は、外国人人材の育成を通じた国際協力ではありますが、人材不足感が広まる昨今、実習生を戦力と期待し、その受入を図る企業が少なくありません。

そのような状況の中、優良実習実施者（受入企業）に対する実習生受入拡充策の創設は注目に値するものといえます。受入の拡充策には、①実習期間を3年から5年に延長できること（※）、②常勤従業員数に応じた人数枠を最大10%まで等に拡大する2つものがあります。

優良な実習実施者として基準に適合するためには、次の6つの項目（満点120点）がいずれも満点の6割以上であることが求められます。6項目とは、①実習生の技能検定等の合格率に係る実績（70点）、②技能実習指導員の配置等の体制（10点）、③賃金昇給率等の実習生の待遇（10点）、④法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））、⑤母国語の相談員の配置等の相談・支援体制（15点）、⑥地域社会と交流を行う機会等の地域社会との共生（10点）です。

当該改正法は、平成29年11月1日から施行されますが、実習生が既に在留している場合と入国予定の場合等、受入の進捗状況により旧制度・新制度のどちらが適用されるかが異なります。

（※）3年間の実習後いったん帰国する必要があります。

（「国際税務教室・国際労務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 成和社会保険労務士事務所 成和グループ代表 渡辺 基成  
 電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）  
 E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

## 4. 産学連携情報

今月号のテーマ

作物の生産性を支配する要因解明

農作物の収穫量安定化を目指して

農産物は異常気象や日々の天候の影響によって収穫量にばらつきが出やすいものです。その影響は生産者だけではなく、消費者にも価格変動という形で影響が出てくるため、農産物の安定供給は非常に大きな課題です。そこでこの収量が変動する要因は何かについて、光、水、温度といった環境要因を変えながら、作物の生育状況を観察し、収量に及ぼす影響を解析・研究している三重大学 長菅輝義准教授の研究をご紹介します。

三重県の在来品種「美里在来」を研究

現在、長菅先生のチームは、三重県のダイズの在来品種である美里在来を研究対象とし、その子実収量を安定的に確保することを目指して、成長特性を解析しています。美里在来は、三重県の旧美里村（現津市）で長年栽培されてきたダイズで、脂質は少ないが甘みは強く、豆腐や味噌等の加工品に使われると風味、味がとても良いといわれています。ただ、生育特性が明らかになっておらず、収穫量にばらつきがみられるのが現状です。そこで、長菅先生は、ダイズの代表的品種であるフクユタカと美里在来を生育比較して、その成長特性を解析しています。具体的には、土壌の水分を制御したり、根の温度を制御したりと、様々な環境条件下に2つの品種を生育させ、どの条件の場合にどの器官（葉・茎・根等）が機能促進されたのかを比較分析しています。美里在来の明確な特性を明らかにするにはもう少し時間がかかりますが、美里在来の生産性制限要因等がある程度明確になれば、美里在来の栽培管理技術が向上し、安定的な供給につながるようになると考えられます。

農業分野に進出する企業に向けて

美里在来の子実収量安定化の研究のように、長菅先生の思いのひとつは、収穫量に影響する環境要因を特定し、それを栽培管理技術に活かして収穫量の増加・安定化につなげていきたいというものです。近年、ITを活用した栽培支援システム等、農業分野へ進出、検討する企業も多くなってきています。大豆に限らず、作物の成長特性と収量の関係についての研究をお考えでしたら、長菅先生との共同研究等、是非、ご検討いただけたら幸いです。



美里在来

フクユタカ

写真：根の保温処理が与える影響を観察  
（金魚飼育用ヒーターを活用して根の温度  
制御を行い、植物の成長状況を観察）

- ・美里在来は茎葉が繁茂しやすい。
- ・開花期、収穫時の主茎節数はフクユタカと同等だが、茎長は長い。

（「産学連携情報」問合せ先）

国立大学法人三重大学 地域イノベーション推進機構 知的財産統括室

電話番号：059-231-9073

E-mail: [chizai-mip@crc.mie-u.ac.jp](mailto:chizai-mip@crc.mie-u.ac.jp) Website: <http://www.crc.mie-u.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

**編集・連絡先：**  
**十六銀行 法人営業部**  
**(058-266-2523)**  
**愛知営業本部**  
**(052-961-8761)**

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。